

すこやか

vol.43
2020.12発行

改造前



安全で快適な毎日のために

北九州市には給付・
助成制度があります。

対象者については条件があります。
詳しくは、中面をご覧ください。

安全な暮らしの継続のために…

和式便器を洋式便器に取替えて、
手すりを設置。
段差もなくなり膝や腰への負担が
減りました。



改造後

お気軽にご相談下さい!!

北九州市すこやか住宅
推進協議会ホームページ

<http://www.sukokyo.jp>

すこやか住宅

検索



高齢者・障害のある方が安心して生活できるように
北九州市には住宅を改造するときに助成金があるの？

すこやか住宅改造助成制度

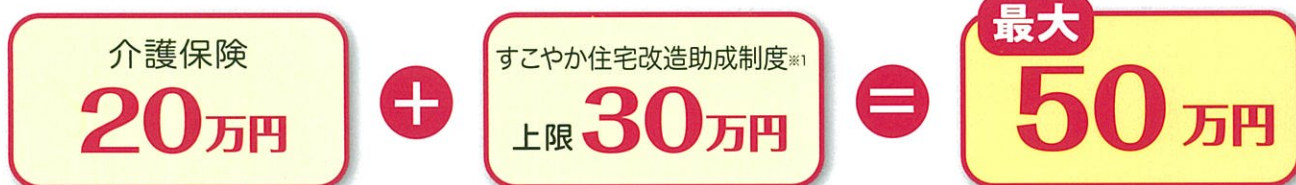


介護を必要とする高齢者や障害のある方などが居住している住宅を、
身体状況に配慮した仕様（段差解消等）に改造する場合に
その費用の全部または一部を助成する制度です。

どのような方が助成を受けられますか？ また具体的な費用は？

北九州市に住民票がある方で

●要支援、要介護認定を受けた方



1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）の自己負担あり

※1 すこやか住宅改造助成制度は所得税額により対象者が限定されます。

●障害のある方で障害者手帳をお持ちの方

※障害の種類と程度による。



原則1割の自己負担あり

※1 すこやか住宅改造助成制度は所得税額により対象者が限定されます。

※2 日常生活用具は一定所得以上の場合、助成対象外です。

◆助成対象となる工事◆

(1) 介護保険・日常生活用具の対象となる工事

- 手すりの取付け
- 引き戸などへの扉の取替え
- 段差の解消
- 洋式便器などへの便器の取替え
- 滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
- その他上記の工事に付帯して必要となる住宅改修

(2) すこやか住宅改造助成制度の対象工事

- (1)の工事(介護保険・日常生活用具の支給限度額を超える工事)
- 市が必要と認める(1)以外の工事

ご利用の流れ

1. 相談

まずは、区役所の高齢者・障害者相談コーナー
または、ケアマネジャーにご相談ください。

高齢者・障害者相談コーナー



2. 訪問診断

ケアマネジャー、建築士、施工業者、理学療法士・作業療法士の立会いのもと、改造内容を検討します。

3. 見積審査

訪問診断での診断票に基づいて施工業者が見積書を作成し、審査機関である、すこやか住宅推進協議会が見積りの内容が適正であるかどうかを審査します。



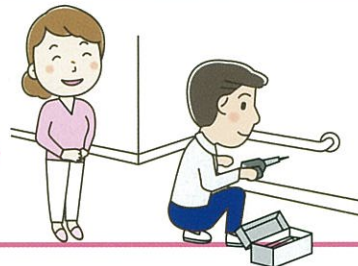
交付決定

4. 助成申請 → 審査 → 交付決定

改造助成申請書類を高齢者・障害者相談コーナーにご提出いただき、区役所での審査の上、交付決定となります。

5. 施工

いよいよ、工事を開始します。



6. 完了確認

工事後は、施工業者・審査機関（すこやか住宅推進協議会）・ケアマネジャーの立会いのもと、見積りに沿った内容で工事が行われたか現地で完了確認を行います。



7. 費用支払い

施工業者の方に、工事費用の自己負担分のみをお支払いいただきます。 ※完了確認の半年後、施工業者がご自宅に点検に伺います。



各区役所へのお問い合わせ先

- 門司区……………TEL (093) 321-4800
- 小倉北区……………TEL (093) 582-3430
- 小倉南区……………TEL (093) 952-4800
- 若松区……………TEL (093) 751-4800
- 八幡東区……………TEL (093) 671-4800
- 八幡西区……………TEL (093) 645-4800
- 戸畑区……………TEL (093) 881-4800

すこやか住宅助成制度を利用した改造事例

※ご本人の身体状況により、助成対象とならない場合もありますのでご相談ください。

アプローチ：建具取替・通路改修

骨折後、歩行器を使用。自立した生活を希望し、リハビリに意欲的に取り組もうとされている。玄関の開き戸を引き戸に取り替えることで、扉の開閉をバランスを崩さず行えるようになり転倒のリスクが減り、介護者の負担軽減につながった。

また、踏み石を撤去し通路を整備、歩行器で移動できる低い踏み段を設置した。

改造前



改造後



改造の内容

- ・踏み石を撤去して歩行器で移動できる幅と奥行の段を2段設置
- ・ドアを引き戸に取り替え



階段の先端に色をつけて段差が分かるように

歩行器を使用して階段を昇る

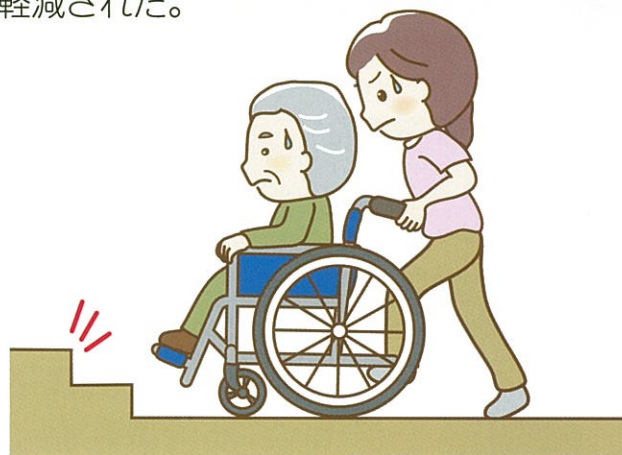


アプローチ：スロープ設置・手すり取付

改造前



屋外は車いすを使用している。改造前は玄関までの階段を介助者（家族）が持ち上げていた。改造後はスロープの設置により移動が楽になり、本人や家族の負担が軽減された。



改造後



高さがある部分のみ、転落防止および歩行者の安全のため手すりを設置している。



ポーチ側から見たスロープ

すこやか住宅助成制度を利用した改造事例

※ご本人の身体状況により、助成対象とならない場合もありますのでご相談ください。

浴槽のまたぎ段差をチェックしましょう。

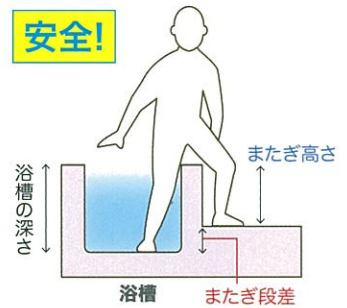
またぎ段差とは浴槽の底と洗い場の床の高さの差の事。差が大きいと身体が傾き危険です。

浴槽の深さ - またぎ高さ = またぎ段差

危険!



安全!



在来工法→システムバス 床材変更・浴槽取替・手すり取付

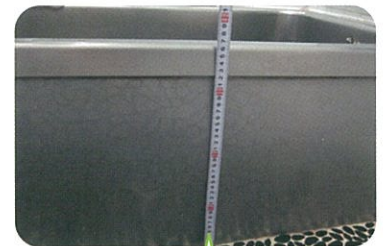
要支援1 骨粗しょう症・腰椎圧迫骨折・腰部脊柱管狭窄症

- ・床を滑りにくい材質に変更することによる転倒防止
- ・浴槽またぎ段差を小さくする事でまたぐ際の浴槽への転落防止
- ・手すりを設置することで洗い場の移動、浴槽の出入りを安全に

改造前



浴槽の深さ:57cm



またぎ高さ:37cm

またぎ段差=20cm

改造後



浴槽の深さ:48cm



またぎ高さ:44.3cm

またぎ段差=3.7cm

またぎ段差が20cm→3.7cmに緩和

※システムバス選定の際にはショールームでまたぎや深さ、手すり位置の確認が必要

ご利用者の声

住宅改造助成制度を利用された方から、お礼状が届きました。
この掲載を通して、相談員・施工業者の皆さんに感謝いたします。

ご利用者の声 1 施工箇所 ●浴室／段差解消・床材変更・浴室取替 ●便所／敷居撤去



浴室については、段差がなくなったことで、不安なく移動ができるようになりました。
浴槽への出入りも以前は大変でしたが、今はスムーズに行えるようになりました。
便所についても、転倒への不安が解消されました。とても生活しやすくなりました。
ありがとうございました。

施工箇所 ●浴室／レバー式水栓 ●便所／便器取替 ご利用者の声 2

身体にかかる負担が少なくてすむようになりました。
私の話をじっくりと聞いて施工していただきました。ありがとうございました。

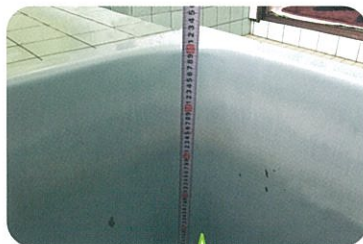


在来工法→在来工法 段差解消・浴槽取替・手すり取付

要支援1 左片麻痺

- ・浴室入り口の段差 (H=12cm) 解消
- ・浅い浴槽への取替、浴槽またぎ段差を小さくし、手すりを設置することで安心して入浴できる。

改造前



浴槽の深さ:60cm



またぎ高さ:36cm

またぎ段差=24cm

改造後



浴槽の深さ:50cm



またぎ高さ:40cm

またぎ段差=10cm

またぎ段差が24cm→10cmに緩和

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために

あなたと
あなたの
大切な人を
守るための

5つの行動目標

ウイルスとの長丁場の戦いに備えるため、今後も一丸となって感染拡大予防のための取組みを進めていく必要があります。この行動目標は感染症の拡大を防止し、みなさんのいのちと大切な人のいのちを守ります

1 外出するときは
マスクの着用

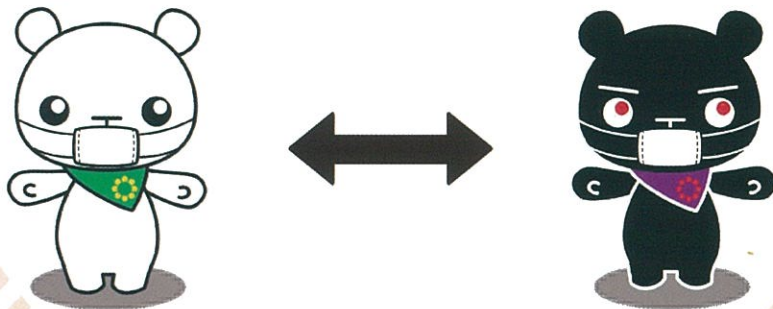


※2歳未満のマスク着用は危険な場合があります

4 発症した時のために
自分の行動を
しっかり記録



2 人との距離をしっかりと確保!



©teitan, jimo,
City of Kitakyushu

3 こまめに手洗い
30秒程度



5 発熱などがある時は
事前に電話をして
から病院に行く



新型コロナウイルスの相談・お問い合わせはTEL:0570-093-567まで
聴覚障害のある方はFAX:093-522-8775までおかけ下さい

北九州市
CITY OF KITAKYUSHU

北九州市印刷物登録番号第 2007013E

《 発行 》 北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

北九州市印刷物登録番号 第2015019C号

《企画編集》 NPO法人 北九州市すこやか住宅推進協議会 北九州市小倉北区大手町1-1 小倉北区役所庁舎

活動内容

民間住宅における高齢化対策(すこやか住宅)の普及を目指し、民間の建築・医療・福祉に関わる団体や個人が専門分野を超えて連携し、北九州市の協力の下に、高齢者や障害のある方、さらにそのご家族が安全で豊かに生活できる住宅を普及促進する活動を行っています。

本誌掲載の写真・イラスト・文章の無断転載を禁じます。また、本誌の無断転写・複写(コピー)することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。